

静岡文化芸術大学外国人留学生奨学金の給付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学に在学する私費外国人留学生の就学環境を整備し、私費外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することとし、その学習効果を一層高めるとともに、本学と諸外国との相互理解及び平和友好を増進することを目的とするため、奨学金制度を定めるものである。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、本学に在学する私費による外国人留学生に適用する。

(奨学金の給付額)

第3条 奨学金の給付額は、次の各号に定める月額に在学月数を乗じて得た額とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費並びに民間の企業及び団体等が定める方法により奨学金（以下「1号奨学金」という。）が給付される場合

10,000円

- (2) 前号以外（以下「2号奨学金」という。）の場合

20,000円

(申請及び承認)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、静岡文化芸術大学私費外国人留学生奨学金申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、原則として、6月末までに理事長に申請しなければならない。

- 2 理事長は前項に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、申請者あて 奨学金給付決定通知書（様式第2号）により、承認、不承認の旨を通知するものとする。

(奨学金の給付方法及び給付期間)

第5条 奨学金の給付の方法は、給付を承認された年度の範囲で、1か月を単位として、原則として、7月と11月に在学を確認した上で、それぞれ半年分を給付するものとする。

- 2 奨学金の給付対象期間は、静岡文化芸術大学学則（以下「学則」という。）第41条第1項で規定される卒業要件又は静岡文化芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第35条で規定される修了要件の最短の年限以内とする。ただし、大学院学則第35条ただし書に定める事由が発生した場合はこの限りではない。

(給付の打ち切り)

第6条 理事長は、奨学金の給付を受けている外国人留学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、その奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 奨学金申請書の記載事項に虚偽が発見された場合
- (2) 学則第48条又は大学院学則第39条の規定により懲戒の処分を受けた場合
- (3) 奨学金給付の事由に該当しなくなった場合

(奨学金の返納)

第7条 理事長は、奨学金の給付後において、前条に定める事由が生じていたことが判明した場合には、やむを得ない事情と認められる場合を除き、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

2 理事長は、奨学金の給付後において、2号奨学金を受給する者が、1号奨学金を受給することとなった場合には、既に給付した奨学金の一部を返納させるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

静岡文化芸術大学外国人留学生奨学金申請書

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

静岡文化芸術大学外国人留学生奨学金の給付に関する規程第4条第1項に基づき、
奨学金を受給したいので、次のとおり申請します。

学部 (研究科)		学科 (専攻)	
学籍番号		氏名	
生年月日		国籍	
現住所	〒 TEL		
その他の 奨学金	奨学金名		円/月
	受給期間 年 月 日～ 年 月 日		
その他の 奨学金	奨学金名		円/月
	受給期間 年 月 日～ 年 月 日		
保証人氏名		保証人住所	

※国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生は申請できません。

※記入しないで下さい。

担当者記入	1号奨学金	2号奨学金
-------	-------	-------

受給者番号				
-------	--	--	--	--

奨学金給付決定通知書

学部（研究科）

学科（専攻）

学籍番号

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった静岡文化芸術大学私費外国人留学生奨学金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

奨学金の給付を承認する。

- 1 奨学金の額 月額 円
- 2 給付の期間 平成 年 月から平成 年 月までの12か月間
- 3 給付の方法 円を年2回（原則として7月と11月）に分けて、それぞれ半年分を指定の口座に振り込む

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長

受給者番号				
-------	--	--	--	--

奨学金給付決定通知書

学部（研究科）

学科（専攻）

学籍番号

氏名

平成 年 月 日付で申請のあった静岡文化芸術大学私費外国人留学生奨学金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

奨学金の給付を不承認とする。

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長